

指定介護予防支援の委託要件について

指定介護予防支援（要支援 1・2 の方のケアプラン作成）については、地域包括支援センターが行なうものとされており、介護保険法第 115 条の 23 第 3 項により、この業務を委託することができることとされている。

本市では、指定介護予防支援を委託できる法人の要件として、介護予防研修を受講した介護支援専門員を配置している居宅介護支援事業所であることとしていた。

今回、県からの通知（平成 25 年 10 月 17 日認地第 407 号）を踏まえてこの要件を見直し、新たな要件として、居宅介護支援事業所であることとする。